

コンプライアンス規定

五光物流株式会社

第1条 総則

この規定は、当社のコンプライアンスに関する取扱いについて必要な事項を定める。

第2条 適用範囲

この規定は、当社のすべての役員及び社員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ）に対して適用する。

第3条 法令知識の習得

全ての役員及び社員は、自らの職務を規制している法令について正しい知識を習得するように努めなくてはならない。

第4条 コンプライアンスの義務

全ての役員及び社員は、自らの職務を規制している法令を誠実に遵守して職務を遂行しなければならない。

2 自らの職務を規制している法令が不明であるときには、社会的良識に基づいて行動しなければならない。

第5条 禁止事項

全ての役員及び社員は、次に掲げることをしてはならない。

- （1）自ら法令に違反する行為をすること
- （2）他の役員または社員に対し、法令に違反する行為を指示すること
- （3）他の役員または社員に対し、法令に違反する行為を教唆すること
- （4）他の役員または社員が法令に違反する行為を行うことの承認または黙認すること

第6条 懲戒処分

会社は、法令違反行為を行った役員または社員を懲戒処分に付する。

第7条 免責の制限

全ての役員及び社員は、次に掲げる事を理由として自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと

第8条 コンプライアンス部門責任者の役割

部門を統括する役員、部長等は、コンプライアンス部門責任者として、担当部門のコンプライアンスの徹底を図り、所属員を指導しなければならない。

第9条 コンプライアンス研修会

会社は、次に掲げる目的のために、必要に応じて研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること

附 則

附 則

- 1 この規定は、平成25年1月1日より施行する
- 2 会社は、年1回この規定につき見直しを行う。ただし、会社が必要と認められる場合にあつては、その都度見直しを行うことができることとする。
- 3 平成28年4月1日 改定